

学校のバリアフリーについて

ーバリアフリー新法と学校施設についてー

千葉県公立高等学校事務職員会
山武支部研究グループ

発表者

千葉県立九十九里高等学校

主 査 吉 野 千 秋

はじめに
みなさんは「バリアフリー」の意味をご存知ですか？

私たちの周りにはさまざまな「バリア」が存在します。

「物理的バリア」ー道路や建築物の入口の段差など

「社会的バリア」ー高齢者や障害者などの社会参加を困難にしていること

「制度的バリア」ー障害のためにサービスが制限される

「心理的バリア」ー障害者への差別・偏見など

もともとは建築用語で「バリア(障壁)」を「フリー(のぞく)」という意味です。障壁としてあるものを取り除いて、生活しやすいように改善することをいいます。「物理的な障壁を除去する」という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられるようになりました。

高齢者や障害者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除こうという考え方です。

近年、公共施設では建物がバリアフリー化され、気軽にでかけられる場所が増えてきました。そのような社会の中で、私たちの職場である学校施設の現状はどうでしょうか。

文化祭、学校開放等で一般の方々が来校する機会も多くあります。目や耳の不自由な方や車椅子の方が実際に学校を訪ねて、どのように感じるのでしょうか。

私たち千葉県公立高等学校事務職員会山武支部研

究グループは学校施設の現状を調査し、バリアフリーについて考えてみることにしました。

1 建築物におけるバリアフリーについて

(1) バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。平成18年12月20日に施行されました。これまでであったハートビル法（正称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」）と交通バリアフリー法（正称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）を統合した法律です。

ハートビル法はバリアフリーの建物の建築を促進し、交通バリアフリー法は公共交通機関のバリアフリー化を推進します。しかし、いずれも身体障害者を対象としていました。バリアフリー新法では、ここから「身体」の文字を消し、高齢者、障害者全般に建物・交通機関の移動の円滑化を図ります。

今まで、ハートビル法は「建物に関わるバリアフリー」交通バリアフリー法は「交通機関に関わるバリアフリー」とふたつの法律がありました。どちらのバリアフリー化も年々成果を挙げていました。しかし「駅周辺は利用しやすくなった。公共施設も利用しやすくなったが、それらの間を行き来する時は不便」が現状です。全ての人の方がより安全・快適に外出できるように施行されました。

バリアフリー新法では、ハートビル法・交通バリアフリー法の対象外だった道路・駐車場・都市公園を追加し新設・改良時のバリアフリー

化を義務づけました。百貨店・病院・福祉施設など既存建築物のバリアフリー化も努力義務の対象に追加しました。

また、身体障害者だけでなく、知的障害・発達障害・精神障害のある方を含むすべての障害者が対象となることが明確化されました。

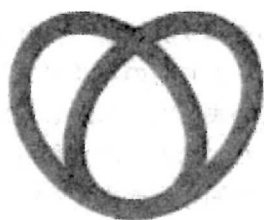
(2) 学校施設のバリアフリー化

学校施設は、障害の有無にかかわらず、児童生徒が学習・生活できるように整備するとともに、地域住民の生涯学習の場・地域コミュニティの拠点・地震等の災害時の応急的な避難場所としての役割を果たすことが求められています。児童生徒・教職員・保護者・地域住民等の多様な人々の利用を考慮する必要があります。

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の一部改正(平成14年7月公布,平成15年4月施行)において、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置づけられました。

「障害者基本計画」(平成14年12月閣議決定)においても、学校施設のバリアフリー化が求められるとともに、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められています。

このようななか文部科学省は、平成15年度学校施設のバリアフリー化等のあり方を検討するための調査研究協力者会議を設置し、平成16年3月に報告書「学校施設バリアフリー化等の推進について」が取りまとめられ、その成果を踏まえて「学校施設バリアフリー化推進指針」が策定されました。



シンボルマーク

2 山武支部各学校の現状について

(1) バリアフリー新法の基準と実情

山武支部の主な校舎の実情を調べた結果、別表1～4のとおり基準をみたしていない建物が

多いことが、あらためてわかりました。

また、障害者用駐車場と誘導ブロックがある学校はありませんでした。

(2) 各学校の問題点

「出入り口」

- ・玄関及び生徒昇降口のスロープは、ほとんど設置してあるが他の場所は、皆無に近い。

「渡り廊下」

- ・段差があるがほとんどスロープがない。

「階段」

- ・手摺はほとんどついているが、昇降機等の設置がない。

「障害者用トイレ」

- ・普通教室棟には、ほとんど障害者用トイレがない。設置してある学校でも2階部分にあたり体育館だけにあたりする。
- ・扉の開閉がしにくい。(特別支援学校)

以上のことから、障害のある生徒及び来校者は特に不便を感じるのではないのでしょうか。

そこで私たちは、実際に学校内で車椅子の体験をしてみることにしました。

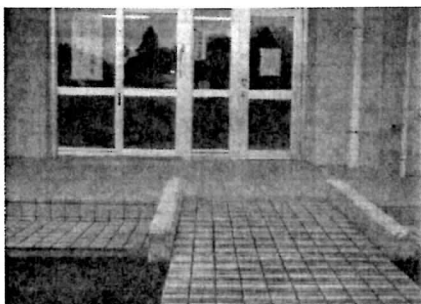
(3) 車椅子の操作体験をして感じたこと

初めて車椅子に乗った委員も多く、「目線が低くなり景色が変わった」との感想がありました。ほとんどの学校の正面玄関にはスロープが設置されていましたが、実際に車いすで入ろうとすると、

- ・スロープから玄関までの動線がまっすぐでないため通り抜けが困難(障害物あり)。
- ・車椅子の向きを変えるスペースがない。



- ・出入口が引戸でない（手前又は奥に開く）ため介助者がいないとドアを開けられない。



- ・スロープ上にマットが敷かれていて通りにくい。



なんとか、校舎の中に入れたものの事務室窓口では、

- ・受付カウンターが高すぎて中の人に気づいてももらえない。
- ・ドアノブの位置も高く開けにくい。
- ・入口が狭い。



校舎内を見学にと移動を開始しましたが、当然2階への移動は無理。それならば、別棟へと

車椅子を進めると、

- ・連絡通路にはスロープがない。
- ・スロープがあっても、サッシの段差等で引っかかる。



結局、もとに戻るしかありませんでした。その後、気を取り直して体育館へ、ここでも

- ・入口付近にスロープが見当たらず、やっと見つけた場所は、入口から遥か遠く。



- ・スロープを登った正面に大きなロッカー。
- ・泥除けのマットが敷いてあり、車椅子が立ち往生。



お疲れ様の1日でした。

今回は車椅子での移動体験だけでしたが、普段何気なく生活している場が、目線を変えるだけでこんなにも不自由で危険な場であったことをあらためて感じました。

文化祭、学校開放などで介助の必要な来校者があつたときのことを思うと不安が残る体験でした。

別表 1

出入口(第二条 第六条関係)

(単位 cm)

	場 所	出入口		車椅子用スロープ						
		有効幅 (120cm以上)	段差	有無	有効幅 (120cm以上)	手摺 ※1	高さ(a)	底辺(b)	勾配 1/12以下 (0.083以下)	
A校	生徒昇降口	157.0	外部 有 内部 有	×						サッシレール部分に3cmの段差あり
	玄 関	130.0	外部 有 内部 有	○	99.0 109.0	×	16.0	160.0	0.100 0.060	上履部分から廊下への段差も12cm有
			外部 有 内部 有	○	134.0	片側	70.0	600.0	0.116	Uターン状のスロープで70cmの高さを上げる
	体 育 館 正面	148.0	外部 有 内部 有	×						
B校	体 育 館 生徒移動用	244.0	外部 有 内部 無	○	240.0	×	56.0	563.0	0.099	渡り板の高さからスロープを設置
	生徒昇降口	210.0	外部 有 内部 有	○	120.0 120.0	×	19.5 12.0	240.0 100.0	0.081 0.120	
			外部 有 内部 有	○	360.0 120.0	×	22.0 14.0	475.0 120.0	0.040 0.110	
	体 育 館 正面	200.0	外部 有 内部 有	×						
外部 有 内部 有			×							
C校	体 育 館 生徒移動用	180.0	外部 有 内部 無							
	生徒昇降口	377.0	外部 有 内部 有	○	178.0 95.0	×	9.0 9.0	40.0 225.0	0.220 0.040	
			外部 有 内部 有	○	176.0 176.0	×	11.0 11.0	195.0 195.0	0.050 0.050	
	体 育 館 正面	360.0	外部 有 内部 有	×						
外部 有 内部 有			×							
D校	体 育 館 生徒移動用	140.0	外部 有 内部 無	×						
	生徒昇降口	160.0	外部 有 内部 有	○	120.0 157.0	両側	18.0 15.0	560.0 435.0	0.030 0.030	
			外部 有 内部 有	○	150.0 120.0	×	18.0 23.0	240.0 495.0	0.075 0.046	
	体 育 館 正面	135.0	外部 有 内部 有	○	120.0 130.0	両側	23.0 10.0	495.0 120.0	0.046 0.083	
外部 有 内部 有			○	144.0 144.0	両側	50.0 910.0	910.0 0.054			
E校	体 育 館 生徒移動用	155.0	外部 有 内部 無	○						
	生徒昇降口	180.0	外部 有 内部 有	○	150.0 150.0	×	18.0 13.0	213.0 220.0	0.082 0.059	
			外部 有 内部 有	○	120.0 120.0	片側	16.0 12.0	170.0 145.0	0.094 0.082	
	体 育 館 正面	82.0	外部 有 内部 有	○	120.0 120.0	両側	65.0 800.0	800.0 0.081		
外部 有 内部 有			×							
F校	体 育 館 生徒移動用	190.0	外部 有 内部 無	×						
	生徒昇降口	170.0	外部 有 内部 有	○	100.0 100.0	×	28.0 350.0	350.0 0.080		
			外部 有 内部 有	×						
	体 育 館 正面	182.0	外部 有 内部 有	×						
外部 有 内部 有			×							
G校	体 育 館 生徒移動用	189.0	外部 有 内部 無	×						
	生徒昇降口 (小学部)	143.0	外部 有 内部 有	○	120.0 120.0	片側	14.0 164.0	164.0 0.085		
			外部 有 内部 有	○	140.0 140.0	片側	13.5 189.0	189.0 0.071		
	体 育 館 正面	470.0	外部 有 内部 有	×						
外部 有 内部 有			○	99.0 141.0	×	12.0 7.5	180.0 190.0	0.066 0.039		
H校	体 育 館 生徒移動用	180.0	外部 有 内部 有	○	127.5 126.5	両側	14.0 67.0	176.5 350.0	0.079 0.191	
	生徒昇降口 (中学部)	143.0	外部 有 内部 有	○	140.0 140.0	片側	13.5 189.0	189.0 0.071		
			外部 有 内部 有	×						
	体 育 館 生徒移動用	180.0	外部 有 内部 有	○	141.0 127.5	両側	7.5 14.0	190.0 176.5	0.039 0.079	
外部 有 内部 有			○	126.5 180.0	片側	67.0 10.0	350.0 150.0	0.191 0.066		

()は、基準値  は、基準値を満たさず。

基準値は、バリアフリー新法省令による。

※1 高さ16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりをもうけること。(第6条4項)

別表2

階段(第四条関係)

(単位 cm)

	場 所		有効幅(※2)	蹴上寸法	踏面寸法	手摺	備考
	建物の名称	階数	(140cm以上)	(16cm以下)	(30cm以上)	(※3)	
A校	管理教室棟	4	168.0	15.5	28.5	片側	
	特別教室棟	4	162.0	15.5	29.5	片側	
	格 技 場	2	150.0	18.0	30.0	両側	
B校	普通教室棟	4	205.0	18.0	27.0	片側	
	特別教室棟	4	210.0	18.0	27.0	片側	
C校	管理・普通教室棟	4	204.0	30.0	30.0	両側	
	管理・普通教室棟	4	204.0	29.0	29.0	両側	
	特別教室棟A	3	198.0	30.0	30.0	両側	
	特別教室棟B	4	168.0	29.0	29.0	両側	
D校	普通教室棟	4	168.0	18.0	28.5	片側・両側	手摺は1階～1階踊り場まで両側に設置 1階踊り場～4階まで外側に設置
	特別教室棟	4	195.0	16.0	30.5	片側・両側	手摺は1階～1階踊り場まで両側に設置 1階踊り場～4階まで外側に設置
	情報処理室	4	157.0	18.0	29.0	×	
	管理特別教室棟	4	170.0	18.0	30.0	×	
	格 技 場	2	147.0	16.0	31.0	両側	
	同窓会館	2	139.0	21.0	32.0	×	
E校	管理普通教室棟	4	188.0	16.0	29.0	×	
	普通教室棟	4	198.0	18.0	30.0	×	
	特別教室棟	4	186.0	17.0	29.0	×	
F校	教 室 棟	3	176.0	18.0	30.0	両側	
	管 理 棟	3	174.0	18.0	30.0	両側	
G校	管理棟	3	137.0	19.0	29.5	両側	
	小学部南棟	2	180.5	16.0	28.5	両側	
	小学部北棟	2	180.5	15.0	28.0	両側	
	中学部棟	3	158.5	16.0	29.5	両側	
	高等部棟	2	156.5	15.5	29.5	両側	

()は、基準値 は、基準値を満たさず。

基準値は、バリアフリー新法省令による。

※2 手すりが設けられていた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。(第四条第1項ただし書き)

※3 踊り場を除き、両側に手すりを設けること。(第四条第4項)

別表 3

渡り廊下(第三条関係)

(単位 cm)

	場 所	段 差	有効幅	車椅子用スロープ						備 考
				有無	有効幅 (120cm以上)	手摺 ※1	高 さ	底 辺	勾配 1/12以下 (0.083以下)	
			(180cm以上)							
A校	管理普通教室棟1階 ～ 特別教室棟1階	有	146.0	○	217.0	×	15.0	120.0	0.125	渡り板の高さからスロープを設置
	管理普通教室棟2階 ～ 特別教室棟2階	無	375.0							
B校	普通教室棟1階 ～ 特別教室棟	無	364.0							
	普通教室棟2階 ～ 特別教室棟	無	282.0							
	特別教室棟1階 ～ 屋内運動場	有	190.0	×						
C校	管理特別教室棟1階 ～ 特別教室棟A1階	有	360.0	○	360.0	×	20.0	370.0	0.054	管理・普通教室棟1階側
	管理特別教室棟1階 ～ 特別教室棟A1階	有	360.0	○	360.0	×	20.0	180.0	0.111	特別教室棟A1階側
	特別教室棟A1階 ～ 屋内運動場1階	有	360.0	○	360.0	×	9.0	180.0	0.050	特別教室棟A1階側
	特別教室棟A1階 ～ 屋内運動場1階	有	360.0	×						体育館1階側
D校	特別教室棟1階 ～ 普通教室棟1階	有	340.0	×						
	特別教室棟2階 ～ 普通教室棟2階	無	450.0							
	普通教室棟1階 ～ 屋内運動場1階	無	290.0							
	屋内運動場1階 ～ 格技場1階	無	285.0							
E校	管理普通教室棟1階 ～ 特別教室棟1階	有	175.0							
	管理普通教室棟2階 ～ 特別教室棟2階	無	177.0							
F校	教室棟1階 ～ 第1講義室棟1階	無	179.0							
	教室棟1階 ～ 屋内運動場1階	有	185.0	×						
	管理棟1階 ～ 教室棟1階	有	385.0	×						
	管理棟1階 ～ 教室棟1階	無	430.0							
G校	管理棟1階 ～ 中学部棟1階	有	240.0	○	180.0	片側	30.0	340.0	0.088	
	中学部棟1階 ～ 高等学部棟1階	有	240.0	○	181.0	片側	40.0	400.0	0.1	
	高等学部棟1階 ～ 小学部棟1階	有	240.0	○	90.0	両側	36.5	370.0	0.098	
	小学部棟1階 ～ 寄宿舎棟1階	有	233.0	○	90.0	×	8.0	110.0	0.072	

()は、基準値  は、基準値を満たさず。

基準値は、バリアフリー新法省令による。

※1 高さ15cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりをもうけること。(第6条4項)

別表 4

障害者用トイレ

(単位 cm)

	障害者トイレの有無	場 所	設置階	用 途		出入口	内寸法		手すり付 床重小便器	洗面器の 手すり	備 考
				対象	性別	有効幅	(幅)	(奥行)			
						(80cm以上)	(100cm以上)	(180cm以上)			
A校	○	特別教室棟	1階	一般用	兼用	84.0	74.0	88.0	○	○	
B校	○	普通教室棟	2階	生徒用	兼用	85.0	220.0	196.0	×	×	一般者使用の場合、2階では不便
C校	×										
D校	○	屋内運動場	1階	一般用	兼用	97.0	178.0	268.0	×	×	
E校	×										管理教室棟1階に洋式便座のみ有(出入口幅54cm)
F校	○	教室棟	1階	生徒用	兼用	88.0	253.0	176.0	×	○	
G校	○	管理棟	1階	一般用	男	97.0	125.0	198.0	○	○	
	○	管理棟	1階	一般用	女	97.0	138.0	198.0	△	○	
	○	小学部棟	1階	生徒用	兼用	135.0	140.0	170.0	○	○	
	○	小学部棟	2階	生徒用	男	120.0	140.0	125.0	○	○	
	○	小学部棟	2階	生徒用	女	120.0	150.0	125.0	△	○	
	○	中学部	1階	生徒用	男	182.0	132.0	198.0	○	○	
	○	中学部	1階	生徒用	女	92.0	127.0	192.0	△	○	
	○	中学部	1階	生徒用	兼用	100.0	160.0	166.0	×	×	
	○	中学部	2階	生徒用	男	182.0	132.0	198.0	○	○	
	○	中学部	2階	生徒用	女	92.0	127.0	192.0	△	○	
	○	中学部	3階	生徒用	男	182.0	132.0	198.0	○	○	
	○	中学部	3階	生徒用	女	92.0	127.0	192.0	△	○	

()は、基準値  は、基準値を満たさず。

基準値は、バリアフリー新法省令に基準となる条項がないため、バリアフリー新法の建築設計標準による。

3 心のバリアフリー

障害のある方に接する時に心がけること、できることを御紹介しましょう。

人間一人ひとりがすべて違うように、障害の程度も一人ひとり違います。それぞれの方に必要とされる対応方法を考えましょう。

黙っていきなり身体に触れたり、急に車いすを押したりするのは、相手に失礼であり、驚かせることになります。

サポートする時は、まず「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてからにしましょう。

◆肢体に障害のある人の場合

○知っておきたいこと

- ・高低差の大きい段差や斜面での移動が困難
- ・立ち上がったたり、座ったりすることが困難

- ・狭いところでの移動が困難
- ・杖が滑りやすい床面や、引っかかりやすい床面は危険
- ・車いすは、砂利道などの悪路や毛足の長い絨毯の上などは移動が困難
- ・車いすは、手の届く範囲が限られる。視線も見上げるようになる。
- ・車いすは、物に接近しづらい(足を乗せるフットレストやひじ掛けが邪魔になる。)

○やってはいけないこと

- ・いきなり車いすに手をかけることはやめましょう。サポートを受ける方にとっては、いきなり引っ張っていかれるのと同じことです。大変怖い思いをさせてしまいます。
- ・電動車いすに手をかけることはやめましょう。電動車いすは乗っている人を入れて重さが70kgから100kgを越えるものもある

り、こがないのに動いている車いすに決して手を出してはいけません。

○サポートの方法

- ・まずは「お手伝いしましょうか？」と声をかけること。本人の意思を尊重して！
その時の状況や体調によっても違います。
できる限り本人の望む方法でサポートしましょう。
声のかけ方、タイミングには十分配慮しましょう。
- 相手の様子を見て自分に何ができるか考えます。
- ・無理は危険です。安全第一に！
 - ・周囲の人に協力を求めましょう。
一人で介助できない場合は、決して無理をせず、ためらわずに周囲の人に協力を求めましょう。
 - ・対話（会話）を大切に！
一方通行の介助にならないように、コミュニケーションを大切にし、しゃがんで視線を合わせるなど工夫しましょう。

【車いすがはまりやすい場所】

- ・歩道と車道の境
- ・電車とホームの間
- ・自動ドアの溝
- ・エレベーターの箱と建物の隙間
- ・アスファルトの塗装の割れ目

◆聴覚に障害がある人

聴覚に障害がある人といってもさまざまです。全く聞こえない人、補聴器を使えば聞き取れる人、話ができる人、話ができにくい人等それぞれ違います。補聴器をつけていても普通の会話がきちんと聞き取れるとは限りません。

音の種類によって周囲の状況を判断できない場合があります。

警笛や救急車のサイレン・放送など気づかない時があります。

大声で呼びかけるものではなく、正面にまわって、目が合ってから話しましょう。

コミュニケーションのとり方は何通りかあります。

(1) 口話法

話しかけるときは、相手の顔を見てはっきり

した口形で話しましょう。

唇の動きが良くわかるように、話し手の顔が明るくなるようにし、ゆっくり・はっきり話しましょう。「こんにちは」など意味のまとまりを考えて区切ってください。

読み取る側は神経を集中させるため精神的に疲れるため、時々確認しながら行い、筆記を併用したり簡単な表現に置き換えたりすることも必要です。

(2) 筆談

相手が言語概念を十分に習得していれば、普通どおりの筆談で大丈夫です。筆記用具がなければ手のひらに指で書くといった方法もあります。文章は短く簡潔に要件が的確に伝わるように工夫しましょう。

もし、相手が言語概念を十分習得していなければ、次の点に注意しましょう。

- ・形容詞や接続詞の多い文章は避けて、短く区切る。
- ・例え話や比喻、会話体の文章は避ける。
- ・漢字は適当に使用して、ひらがなだけの文章は避ける。

(3) 手話

物事の意味や内容を手や指の動き、表情や動作などにより具体的に表現していく視覚的な言語です。

手指の動きだけでなく、音声にイントネーションやアクセントがあるように、表情や身振りがとても大切です。

(4) 指文字

50音を5本の指で表すものです。

手話がわからない時、手話を補足する時、人名や地名などの固有名詞を表現する時などに使います。

指文字の構成は、

①アルファベットを引用したもの

ア・イ・ウ・エ・オ・カ・サ・タ・ナ・ハ
・マ・ヤ・ラ・ワ

②数詞を転用したもの

ク・ヒ・ミ・ム・ヨ・シ

③カタカナの形から作ったもの

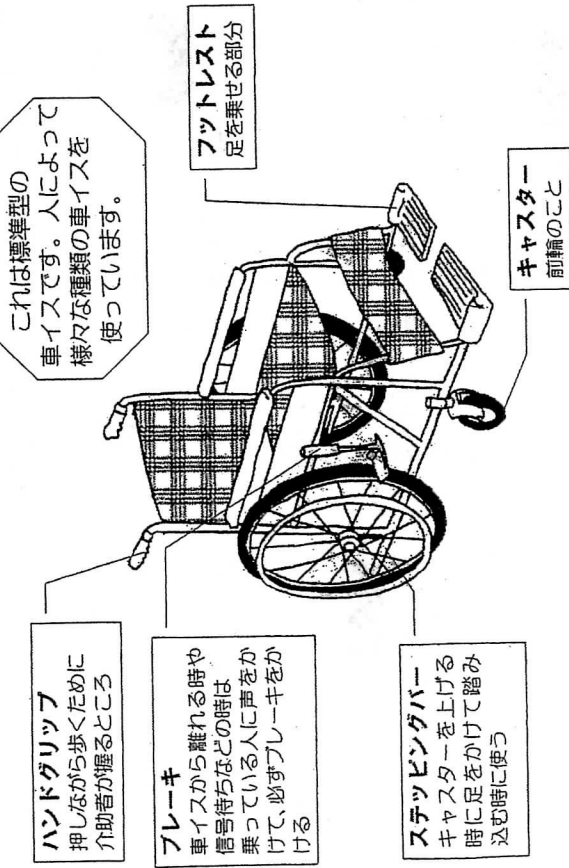
コ・ス・チ・ニ・ノ・ヘ・リ・ル・ロ・ン

④その他

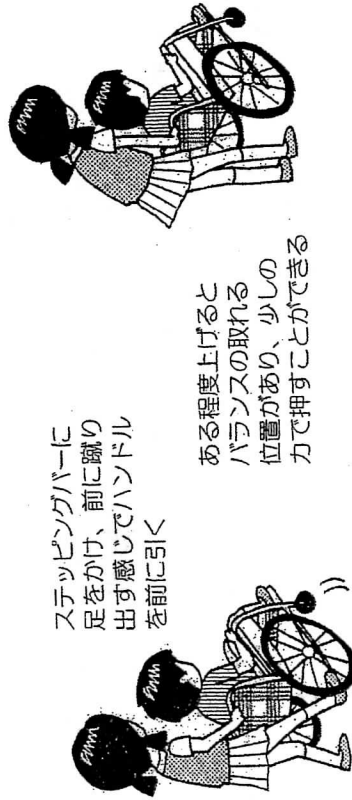
からなります。

車イス介助のポイント

市民福祉活動センターBit



<キャスターの上げ方>



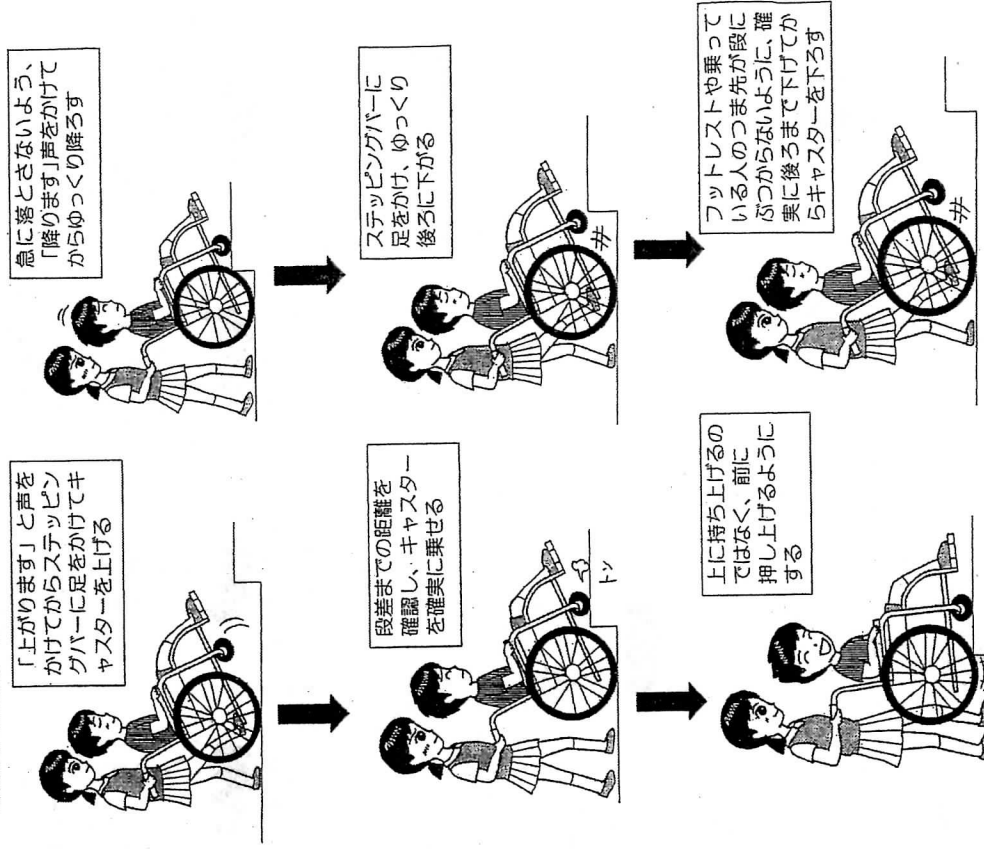
<キャスターの降ろし方>

- ・ガツンと落としてしまわないように、ステッピングバーに足をかけて体重をかけながら少しずつゆっくり降ろす

<段差を上げる>



<段差を降りる>



<その他>

- ・下り坂は 傾斜によって後ろ向きから降りる
- ・踏み切りではキャスターが線路にはまる危険を防ぐため、キャスターを上げながら渡る
- ・車イスを動かす時、前輪を上げる時、段を降りる時などは 必ず車イスに乗っている人に声をかける

・相手から見た図です。

・指文字は手話がわからない時、手話を補足する時、固有名詞を表現する時などに使います。

・向きなどに気をつけて表現しましょう。

[資料] 指文字を覚えましょう

・指文字の構成

- ・アルファベットを引用したもの
- ・数詞を転用したもの
- ・カタカナの形からつくったもの
- ・その他

あ	アルファベットの(a)	い	アルファベットの(i)	う	アルファベットの(u)	え	アルファベットの(e)	お	アルファベットの(o)
か*	アルファベットの(k)	き	影絵のきつね	く	手話の数詞(九)	け	アルファベットの(k)	こ	カタカナの(コ)
さ	アルファベットの(s)	し	手話の数詞(七)	す	カタカナの(ス)	せ	アルファベットの(s)	そ	「それ」指示代名詞
た	アルファベットの(t)	ち*	手話の数詞(チ)	つ*	カタカナの(ツ)	て	手話の背の道を示す	と	手話の背の道を示す
な	アルファベットの(n)	に	カタカナの(ニ)	ぬ	カタカナの(ヌ)	ね	手話の(盗む)を示す	の	「貴方と私」の(七)
	アルファベットの(n)		カタカナの(ニ)		手話の(盗む)を示す		「木の根」の(ね)		カタカナの(ノ)

*については、正面よりやや右側から見たものです。

・現在使われている指文字は、大阪市立聾学校長であった大曾根源助氏が、昭和6年、アメリカの指文字にヒントを得て考案したものです。

は	アルファベットの(h)	ひ	手話の数詞の(一)	ふ	カタカナの(フ)	へ	カタカナの(ヘ)	ほ	(舟の帆)を形象
ま	手話の数詞の(六)	み	手話の数詞の(三)	む!	手話の数詞の(六)	め	(目)を形象する	も	手話の(勿論...)同じ)を示す
ら	アルファベットの(r)	り	カタカナの(リ)	る	手話の数詞の(六)	れ	(目)を形象する	ろ	カタカナの(ロ)
や	アルファベットの(y)	ゆ	手話の数詞の(四)	よ	手話の数詞の(四)	を	アルファベットの(o)	ん	カタカナの(ン)
	アルファベットの(y)		手話の数詞の(四)		手話の数詞の(四)		アルファベットの(o)		カタカナの(ン)
	濁音(例・ぎ)		半濁音(例・ぼ)		促音(○○っ○)		長音		
	横に移動させる		上に移動させる		後に引く		人差し指で「1」と空響する		
	ぎ		ボ		テ		ラ		コ
	ふ		ト		ト		コ		ト

◆視覚に障害がある人

人間は外界からの情報の80%を視覚から得ています。視覚に障害のある人は目の代わりに残り20%（聴 力・触覚等）を活用して周囲の状況を判断し、行動します。

視覚障害者と言っても、全く見えない人（全盲）から光を感じる人（光覚）、メガネなどで矯正しても視力の弱い人（弱視）、見える範囲の狭い人（視野狭窄）などさまざまです。

○やってはいけないこと

- ・いきなり後ろから押す・手を引っ張ることはやめましょう。前に何があるかわからないため、押されると、歩く方向がわからず困ります。
- ・腕をがっちり抱え込んだり、必要以上に身体を抱きかかえることは必要ありません。
- ・白杖を持ったり、引っ張ったりするのはやめましょう。
- ・周囲の状況を抽象的な言葉を使って説明しないでください。（ここまで、あっち、こっち、これ、それ等）

○サポートの基本

「どのようにお手伝いすれば良いですか？」

「どのように歩いたら良いですか？」

等、率直に相手のニーズを聞いて対応してください。

- ・白杖を持つ手の反対側に立つ。
- ・肘の少し上（または肩）をもってもらう。
- ・半歩前をリードするように歩く。
- ・二人分の幅に障害物がないか、注意しながら歩く。
- （二人で歩けないような狭い所は自分が前になって一列で歩く）
- ・歩く速度は相手に合わせる。
- ・段差や傾斜など路面の状況が変わる時は、事前に声をかける。

①階段に直角に近づく。不規則な階段は、あらかじめ高さや幅などを知らせておく。らせん階段は踏み面の狭い方を自分が、広い方を視覚障害者に歩いてもらった方が安全です。
②階段や段差の手前で立ち止まって声をかける。

【例】「階段が5段あります。昇ります。（降ります。）」

③階段の最後で声をかける。

【例】「終わりです。」

・いすに座る時

いすの背もたれか、座面に手を触れてもらう。

テーブルがある場合はその縁に触れてもらう。

・手洗いに案内する時

ドアに手で触れてもらう。

【例】「こちらがお手洗いの入口です。」

・中の様子を説明する。

【例】「洋式トイレで、正面の壁に水洗のボタンがあります。」

2 ユニバーサルデザインとは universal design

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝「普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。1990年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス Ronald Mace 博士（1941—1998）が提唱したもので、デザインに次の7つの原則を提案しています。

（1）公平性

- ・誰でも使いこなすことができる。
- ・誰でも使えて手にいれることができる。

（2）自由度

- ・柔軟に使用できる。
- （たとえば右利き、左利き両方が使いやすい。）

（3）単純性

- ・作りが簡単である。
- ・使い方が簡単にわかる。

（4）明確さ

- ・知りたい情報がすぐに理解できる。
- ・使う人に必要な情報が簡単に伝わる。

（5）安全性

- ・使用に安全、安心で、誤使用しても危険が少

ない。

- ・間違えても重大な結果にならない。

(6) 持続性

- ・長時間使用しても、体への負担が少ない。
- ・少ない力で効率的に、楽に使える。

(7) 空間性

- ・どのような体格、姿勢、動きでも快適に使える大きさ、広さがある。
- ・使うときに適当な広さがある（スペースの確保）。

具体的には、どこの国の人にもわかるようにシンプルなイラストなどで表示された案内板や、無理のない姿勢で使えるようにドラムを斜めにした全自動洗濯機、床面を低くして高齢者でも乗りやすくしたノンステップバスなどがユニバーサルデザインの例としてあげられます。

よく取り上げられる身近なユニバーサルデザインの例

○シャンプー容器のギザギザ

容器にギザギザがついていますが、これはリンスと区別するためのものです。

同じ容器で並べて置かれたシャンプーとリンスを見たとき、どちらがシャンプーなのかかわからなくなるときがあります。また、髪を洗っているときは、誰も目をつぶります。そんなときに、このギザギザをさわれば、確認できます。

目が不自由な方でも、誰にとっても便利なデザインです。

○缶ビールの点字表示

浮き出し文字で「ビールです」、点字で「ビール」と書いてあります。視覚に頼らず、この形状を確認することで、ジュースやお茶の缶とまちがえることがありません。

○テレホンカードの切れ込み

テレホンカードには切れ込みがあります。この切れ込みを確認すれば、電話機への挿入方向をまちがえることがありません。これは、JIS 規格にもなっています。

○選べる公衆電話

公衆電話を置く高さを変えて、使う人が選べるようにしてあります。また、電話機自体には音量調整機能があり、一番右側には、公衆ファックスが置かれています。このように、選択性があるこ

とは、ユニバーサルデザインの手法の一つです。

○使い勝手のよい自動販売機

広い受け皿のあるコイン投入口、選択ボタン、取り出し口が中間部分にまとめられており、誰にとっても利用しやすいものです。

○多機能トイレ

内部が広く、手すりはもちろん、ベビーシートなども装備されており、多機能トイレと呼ばれています。

体の不自由な方ばかりでなく、お年寄り、赤ちゃん連れ、けがをされている方などにとっても利用しやすく、表示も、「どなたでもご利用ください」というものになっています。

○ノンステップバス

間口も広く、すべての人にとって、乗り降りしやすいデザインになっています。

また、車いすの方が利用する場合は、スロープが出ます。

障害者、高齢者など特定の人々に対して障害（バリア）を取り除くということに限らず、可能な限りすべての人に対して使いやすくする考え方です。

戦後の高度経済成長時などにおける、若くて行動に制約のない大人を基準としてきたわが国のものづくり、まちづくりを反省し、最近各分野において、ユニバーサルデザインの視点からの設計や基準の見直しが活発になってきています。

たとえば、建物にエレベーターを設置しても、どこにあるのかわかりづらかったり、それを使うことでたいへん遠回りになる場合があります。このとき、エレベーターしか利用できない人がどう感じるかが問題です。

つまり、エレベーターをつけることでバリアフリーになるとしても、どこに設置するかが重要であり、エレベーター、エスカレーター、階段を、それぞれ平等、公平に利用できるようにすることがユニバーサルデザインといえます。

「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」

現在、バリアフリーという言葉はさまざまな場面で使われ、その使われ方もさまざまです。しかし、「あらゆるバリアをなくす」というように広い視野に立って使われていたとしても、そのイメージは、「障害者、高齢者」の概念と切り離せず、現にあるバリアを取り除くという発想になってしまいがちで

す。そこから、バリアフリーは、「障害者や高齢者など特定の人に対する、特別な対策」であり、すべての人々の多様な関係や平等性、見た目の自然さまでに踏み込まないという問題点が指摘されるようになりました。

また、「障害者用」「高齢者用」と名づけられた商品や道具などは、バリアフリーといえるかもしれませんが、使用することに抵抗がある人もいます。年齢や性別、障害の有無、人種等にかかわらず、誰もがさりげなく使えることもユニバーサルデザインの重要な要素といえます。

おわりに

「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」と言う言葉が一般的に使われるようになって久しくたちます。

この研究発表は、はたして「学校」という場所が障害を持つ方たちにとって気軽に出入りできる場所だろうかという疑問から始まりました。

施設面から考えると学校施設、特に高等学校は必ずしも障害を持つ方たちにやさしい場所とは言えないようです。

この研究発表を通じ、今後学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、われわれ学校に勤務する職員も障害を持つ方たちのことを理解し、心のバリアフリーを進めなければならないと強く感じました。

学校だけでなく身近な場所でもみなさんに関心を持っていただけたら幸いです。地域社会のバリアを少しずつでも取り除くことができれば誰にとっても住みやすい社会になることでしょう。

参考文献

三重県HP

「ユニバーサルデザインのまちづくり」

<http://www.pref.mie.jp/UD/HP/home/know/index.htm>

文部科学省HP

<http://www.mext.go.jp/>

国土交通省HP

<http://www.mlit.go.jp/>

資料提供

市民福祉活動センター Bit

松尾高等学校	主査	及川 八千代
成東高等学校	副主査	田中 浩
東金高等学校	主査	笹本 浩康
東金商業高等学校	副主査	関 和美
大網高等学校	主査	児玉 恵子
(発) 九十九里高等学校	主査	吉野 千秋
東金特別支援学校	副主査	西之宮 由香
(現) 千葉東高校	主査	鈴木 美也子